様式 1

2015/4/1改正

設 備 工 事 成 績 評 定 書

契約番号					
工事種別					
工事名称		完成検査日		検査方法	
			氏　　名	評定年月日	
工事場所		主任監督員			
受注者名		総括監督員			
		検査員			
現場代理人氏名		監理方法			
監理、主任技術者氏名		工事概要			
システム設計技術者	ー				
工期 自		完成日			
至(最終)		最終請負額	円		
契約担当者名					

評価項目		評価区分																	
		主任監督員評定					総括監督員評定							検査員評定					
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	1.0	0.5	0	-5	-10													
	Ⅱ. 配置技術者	3	1.5	0	-5	-10													
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	4.0	2.0	0	-5	-10								5		2.5		0	-7.5	-15
	Ⅱ. 工程管理	4.0	2.0	0	-5	-10	2.0		1.0		0	-7.5	-15							
	Ⅲ. 安全対策	5.0	2.5	0	-5	-10	3.0		1.5		0	-7.5	-15							
	Ⅳ. 対外関係	2	1	0	-2.5	-5														
3. 出来形及び出来栄え	Ⅰ. 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5								10	7.5	5	2.5	0	-10	-20
	Ⅱ. 品　質	5.0	2.5	0	-2.5	-5								15	12	7.5	4	0	-12.5	-25
	Ⅲ. 出来栄え													5		2.5		0	-5	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応									-										
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫			-																
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						10	7.5	5	2.5	0									
7. 加減点計		0.0 点					0.0 点							0.0 点						
8. 評定点計		26.0 (65+加減点)×0.4					13.0 (65+加減点)×0.2							26.0 (65+加減点)×0.4						
9. 法令遵守等							0 点													
10. 評定点合計		65 点					［8. 評定点計(65.0 点) ＋ 9. 法令遵守等 0 点］													
所　　見																				

凡　例		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般			1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。
				2 工事カルテの登録は、事前に監督職員の確認を受け、契約締結後及び変更契約後、10日以内に登録している。
				3 施工計画書を、適切な時期に提出している。
				4 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
				5 建退共制度の共済証紙の購入等が適切に行われ、「共済証紙受払簿」等により適切に管理している。
				6 品質証明の資料が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されている。
				7 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。
				8 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ現場と一致している。
				9 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
				10 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
				11 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
				12 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
				13 システム及び主要な機器の社内設計体制が、十分整備されている。
				14 製造外注先への元請としての管理・検査体制が充実しており、外注機器の品質を担保している。
				15 その他（　　）
				16 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
				17 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			0	該当項目合計
			0	評価対象項目
				評　価　値
			c	評　定

評価値が90%以上 …… a 施工体制が適切である。
評価値が80%以上 90%未満 … b 施工体制がほぼ適切である。
評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
「16」の項目に該当 …… d 施工体制がやや不適切である
「17」の項目に該当 …… e 施工体制が不適切である

●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）			[全体を評価する項目]
				1 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。
				2 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。
				[現場代理人を評価する項目]
				3 現場代理人は、現場に常駐し、かつ工事全体を把握している。
				4 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
				5 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で適時かつ的確に行っている。
				[監理（主任）技術者を評価する項目]
				6 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
				7 契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。
				8 施工に先立ち、現場及び施工上の課題となる条件を把握し、工事を進めている。
				9 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
				10 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて適切な技術的判断を行い、良好な施工に努めた。
				[システム設計技術者を評価する項目]
				11 システム設計技術者として十分な知識と経験を有している者を配置している。
				12 システム設計技術者が常に協議に出席し、種々の事柄に適切に対応している。
				13 システム設計技術者が工期中変更されていない。
				14 システム設計技術者が施設の全体計画を理解の上、設計・製作・据付・試運転等に関する総合的な企画、調整及び指導を積極的に行っている。
				15 システム設計技術者は、システム設計に関する承諾打合せ等において、今回システムの考え方や特徴、既設備との整合性等についての説明を十分に行い、監督員からの質疑や指示事項に対して適切に対応していた。
				16 システム設計技術者は、システムに関する容量計算等の承諾打合せ等において、根拠や出展を明らかにして十分な説明を行い、監督員からの質疑や指示事項に対して適切に対応していた。
				17 その他（　　）
				18 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
				19 専門技術者が配置されていない。
				20 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			0	該当項目合計
			0	評価対象項目
				評　価　値
			c	評　定

評価値が90%以上 …… a 技術者が適切に配置されている
評価値が80%以上 90%未満 … b 技術者がほぼ適切に配置されている
評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
「18,19」の項目に該当…… d 技術者の配置がやや不適切である
「20」の項目に該当…… e 技術者の配置が不適切である

●「18、19」の項目で一つでも該当あればd、二つあればeとする。
●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

凡　例	
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅰ.施工管理			1「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。
				2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が適切に記載されているとともに、設計図書及び現場条件等を反映したものとなっている。
				3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
				4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
				5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。
				6 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。
				7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
				8 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
				9 段階確認及びその報告の時期、内容、頻度が適切であることが書面で確認できる。
				10 工事打合せ簿を、不足無く整理している。
				11 産業廃棄物について適正に処理を行っている。
				12 指定建設機械（排出ガス対策型、低騒音型、低振動型等）がある場合、指定どおりの建設機械及び車両を使用している。
				13 機器の設計、製作、検査、据付に係る社内体制（担当部門、担当者、責任分担等）が、明確に示されている。
				14 機器製作、据付に係る工程が示されている。
				15 主要機器の内、製造外注機器についての以下の事項が明確に示されている。（受注者の設計、検査の実施体制及び方法、機器の品質保証体制、製造外注先の製造能力（実績、製造体制、工場保有工作機械　等）
				16 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。
				17 機器に係る検査方法・項目、提出データ等が、施工計画書で明確に示されている。
				18 据付工事の仮設計画が明確に示されている。（重機選定、使用計画、足場、支保工等仮設計画等）
				19 機器、材料等の搬入計画が適切であり、明確に示されている。（搬入時間、搬入場所、輸送計画等）
				20 機器製作に係る品質管理基準が、明確に示されている。
				21 出来形管理規準が明確に示されている。
				22 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。
				23 安全衛生管理体制、活動方針が明確に示されている。
				24 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。
				25 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。
				26 その他（　　）
				27 施工計画書が工事着手前に提出されていない。
				28 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
				29 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 施工管理が適切である
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … b 施工管理がほぼ適切である
		評　価　値		評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	「27,28」の項目に該当…… d 施工管理がやや不適切である
				「29」の項目に該当　…… e 施工管理が不適切である
				●「27,28」の項目で一つでも該当あればd、二つ以上あればeとする。
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
	Ⅱ.工程管理			1「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。
				2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
				3 実施工程表の作成及びフォローアップ（実施工程表の修正等）を行っており、適切に工程の管理を行っている。
				4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない
				5 時間制限等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
				6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
				7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
				8 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
				9 その他（　　）
				10 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
				11 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 工程管理が適切である
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … b 工程管理がほぼ適切である
		評　価　値		評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	「10」の項目に該当 …… d 工程管理がやや不適切である
				「11」の項目に該当　…… e 工程管理が不適切である
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

凡　例	
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅲ.安全対策			1「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。
				2 災害防止協議会等を毎月1回以上実施し、活動記録が整理されている。(下請業者がいない場合は不要)
				3 店社パトロールを1 回／月以上実施し記録が整備されている。
				4 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
				5 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
				6 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。
				7 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
				8 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
				9 交通安全管理について徹底している。
				10 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
				11 危険・有害作業に対して有資格者を適正に配置して施工し、記録が整備されている。
				12 移動足場(ﾛｰﾘﾝｸﾞﾀﾜｰ)の組立完了時及び使用中の点検管理が実施されている。
				13 搬入ルート、作業エリアを明確にし、作業場所周辺の整理整頓を行い、安全に施工している。
				14 落下物事故防止対策を十分実施していた。
				15 開口部や高所作業の安全対策を十分行い、施工している。
				16 作業場所の有効照度を確保している。
				17 作業場所の換気対策を行い、施工している。
				18 感電防止対策を十分実施している。
				19 現場用の機械器具、工具等の安全保護対策が適切である。
				20 燃料、薬品等の保管管理が適切であり、安全日誌等で記録が整備されている。
				21 交通保安施設等の設置及び管理が適切であり、チェックリスト等により点検を実施し、記録がある。
				22 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
				23 その他(　　)
				24 受注者の安全管理措置が不適切なため、労働災害及び公衆災害が発生した場合の評定は総括監督員が行うが、死亡事故の場合は上記1～23の項目評定の評価にかかわらずC評価とする
				25 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示(※)を行った。⇒d評価(やや不適切である)
				26 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示(※)に従わなかった。⇒e評価(不適切である)
				(※)労働災害及び公衆災害が発生したことによる、事後の文書による改善指示は対象としない。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 安全対策が適切である
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … b 安全対策がほぼ適切である
		評　価　値		評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　定	c	「24」の項目に該当 …… d 安全対策がやや不適切であった
				「25」の項目に該当 …… e 安全対策が不備であった
				●評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価、評価対象項目数が7項目以下の場合90%以上でもb評価とする。
	Ⅳ.対外関係			1「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。
				2 関係官公庁などと折衝及び調整を行い、トラブルの発生が無い。
				3 地元住民に対し施工上必要な調整を行い、工事の施工に関しての苦情対応等を適切に行なった記録がある。
				4 第三者からの苦情に対し適切な対応を行い、記録がある。
				5 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組み、記録がある。
				6 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
				7 維持管理者等を含む関係機関との十分な調整を行い、円滑に施工した。
				8 その他(　　)
				9 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。
				10 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 対外関係が適切である
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … b 対外関係がほぼ適切である
		評　価　値		評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　定	c	「9」の項目に該当 …… d 対外関係がやや不適切であった
				「10」の項目に該当 …… e 対外関係が不適切であった
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価,
				評価対象項目数が3項目以下の場合は該当項目90%以上でもb評価とする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 機械設備工事 機械設備工事か電気設備工事のどちらかで評価する			1 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
				2 受注者の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理していることが確認できる。
				3 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
				4 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
				5 塗装管理において施工管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。
				6 溶接管理において施工管理基準の出来形管理を適切にまとめている。
				7 受注者の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。
				8 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。
				9 据付基礎ボルトの施工が適切である。
				10 基礎の施工(鉄筋、かぶり、仕上げ)が仕様を満足している。
				11 その他(　　)
				12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
				13 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 出来形管理が適切である
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … b 出来形管理がほぼ適切である
		評　価　値		評価値が80%未満 …… c 他の評価に該当しない
		評　定	c	「12」の項目に該当 …… d
				「13」の項目に該当 …… e
				●評価対象項目数が4項目以下の場合は90%以上でもb評価とする。
			0	
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

凡　例	
	工事により対象となる項目
	評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
	Ⅰ.出来形 電気設備工事			1 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
				2 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
				3 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。
				4 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。
				5 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。
				6 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
				7 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
				8 受注者の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。
				9 その他（　　）
				10 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
				11 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		該当項目合計	0	a 出来形管理が適切である
		評価対象項目	0	b 出来形管理がほぼ適切である
		評　価　値		c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	d 「10」の項目に該当
				e 「11」の項目に該当
				●評価対象項目数が4項目以下の場合は90%以上でもb評価とする。
			0	●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 機械設備工事 機械設備工事か電気設備工事のどちらかで評価する			［評価対象項目］
				1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。
				2 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。
				3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。
				4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
				5 溶接において施工管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
				6 塗装において施工管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。
				7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。
				8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。
				9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。
				10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
				11 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。
				12 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。
				13 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。
				14 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。
				15 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。
				16 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。
				17 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。
				18 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。
				19 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
				20 その他（　　）
				21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
				22 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		該当項目合計	0	a 品質管理が適切である
		評価対象項目	0	b 品質管理がほぼ適切である
		評　価　値		c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	d 「21」の項目に該当
				e 「22」の項目に該当
			0	●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
	Ⅱ．品質 電気設備工事			［評価対象項目］
				1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。
				2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。
				3 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。
				4 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
				5 ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。
				6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。
				7 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。
				8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。
				9 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。
				10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
				11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。
				12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。
				13 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。
				14 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
				15 その他（　　）
				16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
				17 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		該当項目合計	0	a 品質管理が適切である
		評価対象項目	0	b 品質管理がほぼ適切である
		評　価　値		c 他の評価に該当しない
		評　　定	c	d 「16」の項目に該当
				e 「17」の項目に該当
			0	●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

評価項目	細　目	評定	技術力キーワード一覧表
5.創意工夫	キーワード評価 ○マークを付したキーワード項目について、評価内容を下段理由欄に記述すること。		■施工関係
			1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫
			2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫
			3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫
			4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫
			5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫
	（理由）		6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止策、配管のつなぎ等に関する工夫
			7 照明などの視界の確保に関する工夫
			8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫
			9 運搬車両、施工機械等に関する工夫
			10 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫
			11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫
			12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫
			13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫
			14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫
			15 ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事　本項目は2点の加点
			※本項目は2点の加点とする
			16 特殊な工法や材料を用いた工事
			17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事
			18 情報共有システム、または電子納品非対象案件であるが、受発注者協議のうえ情報共有システムを利用または電子納品を行った。
			※本項目は2点の加点とする
			19 その他（
	（理由）		■品質関係
			20 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫
			21 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫
			22 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫
			23 配筋、溶接作業等に関係する工夫
			24 その他（
	（理由）		■安全衛生関係
			25 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
			26 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫
			27 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫
			28 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫
			29 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫
			30 厳しい作業環境の改善に関する工夫
			31 環境保全に関する工夫
			32 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。　本項目は2点の加点とする。
			※本項目は2点の加点とする
			33 その他（
			■その他
			34 その他（
			35 その他（
			36 その他（
			・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。 ・1 項目1 点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ・加点は＋7 点～0 点の範囲とする。
	該当項目合計点	0	
	評　点	0	小計（項目×1点or2点）7点以内

評価項目2

凡　　例	工事により対象となる項目 評価対象項目には加えない。

評価項目	細　目	評定	技術力キーワード一覧表
4.工事特性	キーワード評価 ○マークを付したキーワード項目について、評価内容を各項目下段理由欄に記述すること。理由欄がない項目は記述は不要。		■構造物の特殊性への対応
			1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模規模が特殊な工事 技術力キーワード一覧表 （理由）
			2 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 （理由）
			3 仮設備等を設け、システムを停止することなく設備を更新等することが必要な工事
			4 その他（ ） ※上記項目に一つ以上該当は4点の加点
			■厳しい自然・地盤条件への対応
			5 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 （理由）
			6 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 （理由）
			7 急峻な地形及び土石流危険渓流内・急傾斜地崩壊危険箇所での工事 （理由）
			8 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 （理由）
			9 その他（ ※上記項目に一つ以上該当は4点の加点
			■都市部等の作業環境、社会条件等への対応
			10 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 （理由）
			11 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 （理由）
			12 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 （理由）
			13 現道上での交通規制に大きく影響する工事
			14 緊急時に対応が特に必要な工事
			15 施工箇所が広範囲にわたる工事
			16 工事に支障をきたす既設設備、酸欠、有毒・可燃性ガス、臭気等の対策が必要な工事 （理由）
			17 その他（ ※上記項目に一つ以上該当は6点の加点
			■長期工事における安全確保への対応
			18 12ヶ月を超える現場工期で、事故が無く完成した工事 ※但し、文書注意に至らない事故は除
			19 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
			20 その他（ ※上記項目に一つ以上該当は6点の加点
	評　点	0	・工事特性は、最大20点の加点評価とする ・主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価はしない 小計20点以内

凡例		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅱ.工程管理 **必ず評価のこと。**		1 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 2 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 3 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 4 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 5 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 6 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 7 供用中設備との調整による厳しい工程のもとで契約工期内に工事を完成させた。 8 工事として、上記1～7の項目は該当しないが、工程管理は適切だった。 9 その他（　　） 10 自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。 11 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（ただし、改善指示による場合を除く）
	該当項目合計	0	該当項目の○が5項目以上 …… a 工程管理が非常に優れている 該当項目の○が3項目以上4項目以下の場 b 工程管理がやや優れている 該当項目の○が1項目以上2項目以下の場 c 他の評価に該当しない場合 「10」の項目に該当する場合…… d 工程管理がやや劣っている 「11」の項目に該当する場合 …… e 工程管理が劣っている
	評　価	c	
2.施工状況	Ⅲ.安全対策 **必ず評価のこと。**		1 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 3 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 5 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 6 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 7 工事として、上記1～6の項目は該当しないが、安全管理は適切だった。 8 その他（　　） 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。 9 ※労働災害や公衆災害において、負傷者の発生又は建物等の損害に関して、受注者の安全管理の措置に不適切があったもので、口頭注意処分以上を対象とする 安全対策の不備により重大な災害を受けた。 10 ※労働災害の公衆災害において、死亡事故に関して、受注者の安全管理の措置に不適切があったものを対象とする
	当該項目合計	0	該当項目の○が5項目以上 …… a 安全対策が優れている 該当項目の○が3項目以上4項目以下の場 b 安全対策がやや優れている 該当項目の○が1項目以上2項目以下の場 c 他の評価に該当しない場合 「9」の項目に該当する場合…… d 安全対策がやや劣っている 「10」の項目に該当する場合 …… e 安全対策が劣っている
	評　価	c	
6. 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等		1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 2 現場事務所や作業現場の環境を周辺との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 7 その他 理由：
	該当項目合計	0	該当項目が4項目以上 …… a 地域への貢献が優れている 該当項目が3項目 ……a’ 地域への貢献がbより優れている 該当項目が2項目 …… b 地域への貢献がやや優れている 該当項目が1項目 ……b’ 地域への貢献がcより優れている 該当項目がない …… c 他の評価に該当しない
	評　価	c	

評価項目	細　目	評定	法令遵守等の該当項目一覧表	
9.①法令遵守等	○マークを付した該当項目の内容を下段理由欄に記述すること。 （理由）		措　置　内　容	点数
			1 本件工事に関して入札参加停止3ヶ月以上又は入札参加除外	-10 点
			2 本件工事に関して入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-8 点
			3 本件工事に関して入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-6 点
			4 本件工事に関して入札参加停止要綱上の警告	-4 点
			5 本件工事に関して入札参加停止要綱上の注意喚起	-2 点
			6 文書注意	-4 点
			7 口頭注意	-2 点
			工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等 8 軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で 処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	-1 点
	評　点	0		

評価項目	細　目	評定	技術提案の履行	点数
9. ②総合評価方式	技術提案 (提案項目の加算点ベース)		1 達成率75%～100%未満	-3　点
			2 達成率50%～75%未満	-5　点
			3 達成率50%未満	-10　点
	評　　点	0		

評価項目	細　目	評定	情報共有・電子納品の履行	点数
9. ③情報共有・電子納品の履行	電子納品対象とされた工事について評価する		1 情報共有システムを有効に活用していない	-0.2　点
			2 電子納品チェックリストが適時、的確に作成されていない	-0.2　点
			3 電子納品成果物が、電子納品要領に従って作成されていない	-1　点
	評　　点	0.0		

凡例		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
2.施工状況	Ⅰ.施工管理			1 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査をおこなっていることが確認できる。
				2 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が適切に記載されているとともに、設計図書及び現場条件等を反映したものとなっていることが確認できる。
				3 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
				4 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書等を提出していることが確認できる。
				5 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
				6 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。
				7 産業廃棄物について適正に処理を行っていることが確認できる。
				8 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
				9 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
				10 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。
				11 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
				12 使用材料、機器の品質証明書等または工事記録写真等が適切に整理されている。
				13 機器の設計、製作、検査、据付に係る社内体制(担当部門、担当者、責任分担等)が、明確に示されている。
				14 機器製作、据付に係る工程が示されている。
				15 主要機器の内、製造外注機器についての以下の事項が明確に示されている。(受注者の設計、検査の実施体制及び方法、機器の品質保証体制、製造外注先の製造能力(実績、製造体制、工場保有工作機械　等)
				16 緊急時の連絡体制が明確に示されており、関係者に確実に連絡がとれるようになっている。
				17 機器に係る検査方法・項目、提出データ等が、施工計画書で明確に示されている。
				18 据付工事の仮設計画が明確に示されている。(重機選定、使用計画、足場、支保工等仮設計画等)
				19 機器、材料等の搬入計画が適切であり、明確に示されている。(搬入時間、搬入場所、輸送計画等)
				20 機器製作に係る品質管理基準が、明確に示されている。
				21 出来形管理規準が明確に示されている。
				22 施工手順、不可視部分等の写真管理について、ポイントをとらえた写真撮影を行うよう明確に示されている。
				23 安全衛生管理体制、活動方針が明確に示されている。
				24 交通規制に対する体制、活動方針が明確に示されている。
				25 騒音、振動及び塵芥等の対応について明確に示されている。
				26 その他(　　)
				27 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。
				28 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

該当項目合計	0
評価対象項目	0
評　価　値	
評　　定	c

評価値が90%以上 …… a 施工管理が優れている
評価値が80%以上 90%未満 … b 施工管理がやや優れている
評価値が 80%未満 … c 他の事項に該当しない
「27」の項目に該当 d 施工管理がやや不備である
「28」の項目に該当 …… e 施工管理が不備である

●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

凡例		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形 機械設備工事 機械設備工事か電気設備工事のどちらかで評価する			1 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。
				2 受注者の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理していることが確認できる。
				3 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
				4 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
				5 塗装管理において施工管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
				6 溶接管理において施工管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。
				7 受注者の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。
				8 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。
				9 据付基礎ボルトの施工が適切である。
				10 基礎の施工（鉄筋、かぶり、仕上げ）が仕様を満足している。
				11 その他（　　）
				12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
				13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 出来形管理が優れている
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … a’ 出来形管理がbより優れている
		評　価　値		評価値が70%以上80%未満 … b 出来形管理がやや優れている
		評　　定	c	評価値が60%以上70%未満 … b’ 出来形管理がcより優れている
				評価値が60%未満・・・ c 他の評価に該当しない
				「12」の項目に該当 …… d 出来形管理がやや劣っている
			0	「13」の項目に該当 …… e 出来形管理が劣っている
				●評価対象項目数が4項目以下の場合は90%以上でもb評価とする。
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。
	Ⅰ.出来形 電気設備工事			1 受注者の写真管理基準等を設定し、創意工夫を持って適切に管理していることが確認できる。
				2 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
				3 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。
				4 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認ができる。
				5 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。
				6 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設していることが確認できる。
				7 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。
				8 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
				9 受注者の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。
				10 その他（　　）
				11 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
				12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 出来形管理が優れている
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … a’ 出来形管理がbより優れている
		評　価　値		評価値が70%以上80%未満 … b 出来形管理がやや優れている
		評　　定	c	評価値が60%以上70%未満 … b’ 出来形管理がcより優れている
				評価値が60%未満・・・ c 他の評価に該当しない
				「11」の項目に該当 …… d 出来形管理がやや劣っている
			0	「12」の項目に該当 …… e 出来形管理が劣っている
				●評価対象項目数が4項目以下の場合は90%以上でもb評価とする。
				●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

凡例		工事により対象となる項目
		評価対象項目には加えない。

項目選択欄により対象としない項目は＊を外す

評価項目	細　目	項目選択	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 機械設備工事 機械設備工事か電気設備工事のどちらかで評価する			［評価対象項目］
				1 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
				2 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
				3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
				4 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
				5 溶接管理において施工管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
				6 塗装管理において施工管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
				7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
				8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
				9 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
				10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。
				11 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
				12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
				13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
				14 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
				15 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
				16 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
				17 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
				18 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。
				19 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
				20 配電盤類の動作試験は正常に動作した。
				21 電線類の接続部が適切に処理されている。
				22 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
				23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
				24 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 品質管理が優れている
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … a’ 品質管理がbより優れている
		評　価　値		評価値が70%以上80%未満 … b 品質管理がやや優れている
		評　　定	c	評価値が60%以上70%未満 … b’ 品質管理がcより優れている
				評価値が60%未満・・・ c 他の評価に該当しない
			0	「23」の項目に該当 …… d
				「24」の項目に該当 …… e
		●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		
	Ⅱ．品質 電気設備工事			［評価対象項目］
				1 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。
				2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
				3 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と整合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。
				4 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。
				5 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。
				6 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。
				7 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
				8 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。
				9 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
				10 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。
				11 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。
				12 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。
				13 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。
				14 関連工事との仕様の確認、調整が十分に行われている。
				15 完成図書が適切にまとめられており、確認できる。
				16 配電盤類の動作試験は正常に動作した。
				17 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。
				18 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。
				19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が手直し指示を行った。
		該当項目合計	0	評価値が90%以上 …… a 品質管理が優れている
		評価対象項目	0	評価値が80%以上 90%未満 … a’ 品質管理がbより優れている
		評　価　値		評価値が70%以上80%未満 … b 品質管理がやや優れている
		評　　定	c	評価値が60%以上70%未満 … b’ 品質管理がcより優れている
				評価値が60%未満・・・ c 他の評価に該当しない
			0	「18」の項目に該当 …… d
				「19」の項目に該当 …… e
		●評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		

評価項目	細　目	評定	評　価　対　象　項　目
3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		1 主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。
			2 きめ細かな施工がなされている。
			3 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
			4 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
			5 土木構造物、既設設備とのすりつけが良い。
			6 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
			7 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。
			8 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
			9 全体的な美観が良い。
	該当項目合計	0	該当7 項目以上……　a 出来ばえが優れている
	評　定	c	該当5項目以上……　b 出来ばえがやや優れている
			該当3項目以上……　c 他の評価に該当しない
			該当2項目以下……　d 出来ばえが劣っている

様式第1号(設備工事)

項目別評定点内訳表

工 事 名 称			
工 事 場 所			
受 注 者 名			
工 期	～		
請 負 金 額	円		
完成年月日		検査年月日	

評 価 項 目		評 点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	2.9 / 3.3
	Ⅱ. 配置技術者	2.9 / 4.1
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	9.4 / 13.0
	Ⅱ. 工程管理	6.1 / 8.1
	Ⅲ. 安全対策	6.2 / 8.8
	Ⅳ. 対外関係	2.9 / 3.7
3. 出来形	Ⅰ. 出来形	9.3 /14.9
及び	Ⅱ. 品 質	9.4 /17.4
出来栄え	Ⅲ. 出来栄え	6.5 / 8.5
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	3.3 / 7.3
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	2.9 / 5.7
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	3.2 / 5.2
7. 評 定 点 計		65.0 /100
8. 法令遵守等		0
評 定 点 合 計		65 /100

＊評定点は、65点を基礎点として加点、減点しています。